

令和2年第3回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

令和2年5月18日 開会

}

令和2年5月18日 閉会

吉田町議会

## 令和2年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (5月18日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第31号～議案第36号の一括上程、説明	2
○報告第3号の報告	10
○議案第31号の質疑、討論、採決	12
○議案第32号の質疑、討論、採決	12
○議案第33号の質疑、討論、採決	13
○議案第34号の質疑、討論、採決	14
○議案第35号の質疑、討論、採決	15
○議案第36号の質疑、討論、採決	15
○町長挨拶	18
○議長挨拶	19
○閉会の宣告	19

開会 午後 1時30分

○議長（増田剛士君） 本日ここに令和2年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には午前中に続いて午後も貴重な時間を割いて御審議等願うわけでございますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

---

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいまから令和2年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、平野 積君、6番、山口一博君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎議案第31号～議案第36号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第31号議案から日程第8、第36号議案までの6議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第3回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について5件、補正予算について1件の合計6件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、国から新型コロナウイルス感染症に感染するなどした吉田町国民健康保険加入の被用者に対し、傷病手当金の支給について検討するよう依頼があり、その依頼に呼応し早急に支給手続を定める必要が生じたことに伴いまして、本年4月30日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の対象者、金額を定めることなどの所要の改正を行うものでございます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第31号議案と同様に、国から当町の加入する静岡県後期高齢者医療広域連合に新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療加入の被用者に対し、傷病手当金の支給について検討するよう依頼があり、広域連合が支給について決定したことから、早急に手続を定める必要が生じたことに伴いまして、本年4月30日に、地方自治法第

179 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同法同条第 3 項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、町において行う事務として傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を定めることなどの所要の改正を行うものでございます。

第 33 号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）について）でございます。

本議案は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、町の休業要請に協力し休業した中小企業及び個人事業主に対し、感染防止に係る協力金を支給すること、また、新型コロナウイルスの感染拡大で経営が悪化した中小企業の資金繰りに対応する静岡県の融資制度の融資枠が拡大されることとなり、県の融資制度に協調した利子補給について、町として迅速に支援を行う必要があることから、その経費といたしまして令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,900 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 116 億 9,290 万 4,000 円とする補正予算を本年 4 月 28 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同法同条第 3 項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

第 34 号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）について）でございます。

本議案は、本年 4 月 30 日に、国の令和 2 年度補正予算（第 1 号）が成立し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金が給付されることとなり、町として迅速に給付を行う必要があることから、その経費といたしまして令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 億 2,730 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 147 億 2,020 万 7,000 円とする補正予算を本年 4 月 30 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同法同条第 3 項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

第 35 号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）でございます。

本議案は、第 31 号議案に関連し、吉田町国民健康保険加入の被用者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に傷病手当金を迅速に支給できるよう予算措置をする必要が生じたことから、その経費といたしまして、令和 2 年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 27 億 2,405 万 2,000 円とする補正予算を本年 4 月 30 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同法同条第 3 項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

第 36 号議案は、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本議案は、令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,294 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 147 億 4,315 万 5,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします 6 議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、企画課長をお願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 33 号議案第 34 号議案及び第 36 号議案につきまして御説明申し上げます。

それではまず、第 33 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）について）の内容を御説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、9 ページ、また、別冊となっております令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）そして令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）に関する説明書を御覧いただきたいと思っております。

この補正予算（第 2 号）の内容でございますが、この補正予算は、令和 2 年 4 月 28 日に県の令和 2 年度 4 月補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金の創設に伴い、休業要請に協力して休業した事業者に対し協力金を支給することとなり、また、新型コロナウイルスの感染拡大で資金繰りが悪化した中小企業向けの県制度融資の融資枠の拡充に伴いまして、県制度融資に協調した利子補給を拡充するとともに、迅速に支援を行うためにも早急に事業着手する必要性が生じたことから、予算措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきところではございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止及び新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急対策に係る静岡県事業に協調した事業であり、県制度に呼応し、さらに、志太榛原地域の近隣市町と連携した町の休業要請に関する協力金の対象期間が令和 2 年 4 月 29 日から開始されること及び県融資制度の融資枠拡充の資金が県の補正予算成立日となっておりますことから、迅速に利子補給に関する事業に着手する必要性があり、議会を招集するいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、県の令和 2 年度 4 月補正予算が成立した後、直ちに議案書の 9 ページにございますとおり、令和 2 年 4 月 28 日付をもちまして地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）の 1 ページをご覧ください。

まず、第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116 億 9,290 万 4,000 円とするものでございます。

また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

初めに、歳入から申し上げます。

15 款県支出金でございます。1,500 万円の増額でございます。

これは、2 項 5 目商工費県補助金におきまして、県の令和 2 年度 4 月補正予算に伴いまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金 1,500 万円を計上するものでございます。補助率は 2 分の 1 となっております。

続きまして、18 款繰入金でございますが、3,400 万円の増額でございます。

これは、2 項 1 目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から 3,400 万円を繰入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

7 款商工費でございますが、4,900 万円の増額でございます。

これは、1 項 2 目商工振興費におきまして、中小企業振興費について、県の令和 2 年度 4 月補正予算において新型コロナウイルスの感染拡大で資金繰りが悪化した中小企業向けの県制度融資の融資枠が拡充されたことに伴いまして、県制度融資に協調した経済変動対策貸付資金利子助成金を 1,400 万円増額するとともに、歳入のところで御説明させていただきましたが県の新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金の創設に伴いまして、休業要請に協力して休業した事業者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 3,500 万円を計上するものでございます。

なお、協力金の額等につきましては、町の休業要請対象飲食店、宿泊施設におきましては 30 万円、県の休業要請対象、県の自粛要請事業者につきましては、町上乗せ分 10 万円となっております。

以上が、第 33 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）について）の内容でございます。

続きまして、第 34 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）について）の内容を御説明申し上げます。

議案書の 10 ページと 11 ページ、また、別冊となっております令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）、そして令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算（第 3 号）の内容でございますが、この補正予算は、令和 2 年 4 月 30 日に国の令和 2 年度補正予算（第 1 号）が成立し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金が新たに給付されることとなり、国の制度趣旨に鑑み、速やかに給付可能となるよう早急に事業着手する必要性が生じたことから、予算措置したものでございます。

こちらの予算につきましても、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る国の事業であり、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、システム改修を初め対象者名簿作成、関係機関との調整など、給付事務に取りかかる必要がある、議会を招集するいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、国の令和 2 年度補正予算（第 1 号）が成立した後、直ちに議案書

の11ページにございますとおり、令和2年4月30日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和2年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページをご覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30億2,730万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億2,020万7,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

14国庫支出金でございますが、30億2,730万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、2項9目特別定額給付金給付事業費補助金におきましては、国の令和2年度補正予算（第1号）に伴いまして、特別定額給付金給付事業費補助金29億8,252万3,000円を計上するものでございます。補助率は国10分の10でございます。

また、10目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金におきましては、こちらも国の令和2年度補正予算（第1号）に伴いまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金4,478万円を計上するものでございます。こちらも、補助率国10分の10でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

2款総務費でございますが、29億8,252万3,000円の増額でございます。

これは、1項1目一般管理費におきまして、国の補正予算に呼応した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金1人当たり10万円の給付に係る経費を計上するものでございます。

なお、特別定額給付金の給付に関する経費につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたが、全額国からの補助金を財源とするものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、3款民生費でございますが、4,478万円の増額でございます。

これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、国の補正予算に呼応した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金、児童手当の受給世帯に対し、児童1人当たり1万円の給付に係る経費を計上するものでございます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費につきましても、全額国からの補助金を財源とするものでございます。



以上が第 34 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）について）の内容でございます。

続きまして、第 36 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,294 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147 億 4,315 万 5,000 円とするものでございます。

また、第 2 項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくものがございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルスの感染症対策に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金でございますが 244 万 3,000 円の増額でございます。

この内訳でございますが、2 項 2 目民生費国庫補助金におきましては、特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金 240 万 6,000 円を計上するものでございます。

なお、これは、歳出の 3 款 1 項社会福祉費に計上いたしました心身障害者自立支援事業費に充当するものでございます。

次に、3 目衛生費国庫補助金におきましては、母子保健衛生費補助金、妊娠出産包括支援事業を 3 万 7,000 円増額するものでございます。

なお、これは、歳出の 4 款 1 項保健衛生費に計上いたしました母子保健衛生費に充当するものでございます。補助率は国 2 分の 1 となっております。

続きまして、15 款県支出金でございますが、358 万 2,000 円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず 3 ページから 4 ページにかけての 2 項 2 目民生費県補助金におきましては、特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金 292 万 2,000 円を計上するものでございます。

なお、こちらは、歳出の 3 款 1 項社会福祉費に計上いたしました心身障害者自立支援事業費に充当するものでございます。なお、こちらにつきましては、3 月分につきましては県が 10 分の 10、4 月以降分につきましては県が 4 分の 1 の補助率となっております。

次に、7 目消防費県補助金におきましては、地震・津波対策等減災交付金を 66 万円増額するものでございます。

なお、これは歳出の 4 款 1 項保健衛生費に計上いたしました感染症予防費に充当するものでございます。補助率は県 2 分の 1 でございます。

続きまして、18 款繰入金でございますが 1,692 万 3,000 円の増額でございます。これは、2 項 1 目基金繰入金におきまして、今回補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から 1,692 万 3,000 円を繰入れさせていただくものでございます。

なお、これによりまして令和 2 年度末における財政調整基金残高の見込み額は 9 億 3,223 万 4,000 円となります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

3 款民生費でございますが 653 万 3,000 円の増額でございます。

これは、1 項 5 目心身障害者福祉費におきまして、心身障害者自立支援事業費について新型コロナウイルス感染症の感染拡大により特別支援学校等の臨時休校に伴い追加的に生じた経費について計上するもので、特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金を 119 万円、デイサービス等給付費を 534 万 3,000 円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。

衛生費でございますが 140 万円の増額でございます。

これは、1 項 2 目予防費におきまして、感染症予防費について新型コロナウイルス感染症対策として防護服等に係る特定消耗品費を 115 万 9,000 円、また、消毒用の電動噴霧器に係る医療機器類を 16 万 5,000 円、それぞれ増額するものでございます。

次に、5 目母子保健衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として妊婦に対してマスクを配布するための通信運搬費を 7 万 6,000 円増額するものでございます。

続きまして、7 ページをご覧ください。

7 款商工費でございますが、1,100 万円の増額でございます。

これは、1 項 2 目商工振興費におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経営状況が厳しい環境下にある町内の小規模事業者等を支援するために、吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に対しまして町から交付する補助金として商工業振興事業費補助金を 1,100 万円増額するものでございます。

続きまして、14 款予備費でございますが 401 万 5,000 円の増額でございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に対しまして早急に対応するため予備費を 401 万 5,000 円を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、今回、予備費を増額するものでございます。

以上が、第 36 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）についての内容でございます。

企画課から、第 33 号議案、第 34 号議案及び第 36 号議案の 3 議案につきましての御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長お願いします。

町民課長、門田君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 31 号議案、第 32 号議案、第 35 号議案の専決処分事項の承認を求める 3 件につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第 31 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

本議案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つである傷病手当金の支給について、国民健康保険に加入している労働者が新型コロナウイルス感染症に感染または同感染症の疑いがある場合に労務に服することができない期間に対し、傷病手当金を支給するよとの国からの要請を受け、対象者が発生した場合には直ちに対応が取れるよう早急に受付体制を整備しておく必要があったことから、国の補正予算の成立に伴い専決処分を行う他の案件に合わせ、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 30 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により御報告をさせていただき、合わせて御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の 3 ページ、4 ページと、参考資料ナンバー 1 の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正内容でございますが、まず、附則の規定を第 1 項として見出しを付し、次に、第 2 項の給与等の支払いを受けている被保険者が感染または感染の疑いがあり労務に服することができない場合に傷病手当金を支給する旨の支給の要件、第 3 項の傷病手当金額の算出方法、第 4 項の支給期間をそれぞれ追加いたしました。

また、第 5 項の給与等を一部でも受け取ることができる場合は、傷病手当金は支給しないこと、第 6 項の受け取ることができるはずであった給与等を受け取れなかった場合には、傷病手当金の全額または一部を支給すること、第 7 項の前項の規定により傷病手当金を支給した場合には、町は支給した額を事業所の事業主から徴収することをそれぞれ追加いたしました。

また、附則により、施行期日を交付の日からとし、傷病手当金の支給は令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することといたしました。

以上が吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続きまして、議案書の 5 ページ、6 ページを御覧いただきたいと存じます。

第 32 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染または同感染症の疑いがある場合に労務に服することができない期間に対し、傷病手当金を支給することができるよう静岡県後期高齢者医療広域連合において、令和 2 年 4 月 21 日に条例改正の専決処分を行ったことを受け、国民健康保険条例の一部改正に合わせ、令和 2 年 4 月 30 日に吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により御報告をさせていただき、合わせて御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の 7 ページと、参考資料ナンバー 2 の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正内容でございますが、第 12 条の町において行う事務におきまして、第 10 号を第 11 号へ繰下げ、第 10 号として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加し、附則により、この条例は交付の日から施行することといたしました。

以上が吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続きまして、議案書の 12 ページ、13 ページを御覧いただきたいと存じます。

第 35 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、第 31 号議案の国民健康保険の傷病手当金の支給における条例改正に対応するものでありまして、吉田町国民健康保険条例の一部改正の専決処分に合わせ、令和 2 年 4 月 30 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により御報告をさせていただき、合わせて御承認をお願いするものでございます。

別冊となっております令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 138 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 2,405 万 2,000 円としたものでございます。

また、第 2 項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりとしたものでございます。

引き続き、その詳細について御説明をさせていただきます。

別冊の令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入の 4 款県支出金は 138 万円の増額でございます。

第 31 号議案の吉田町国民健康保険条例の一部改正で御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給において、保険者が支給した場合、特別調整交付金で全額が措置されることから歳出に対応した 138 万円を増額したものでございます。

次に、3 ページの歳出、2 款保険給付費は 138 万円の増額でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対応するため、国から示された基準に基づき算出をしました 138 万円を増額したものでございます。

以上が、令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての内容でございます。

以上が、令和 2 年 4 月 30 日に専決処分をさせていただきました町民課関係の 3 議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第 3 号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第 9、法令に基づく報告を行います。

第3号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）報告を行います。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第3号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の15ページ及び16ページを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る事案の1件でございます。

議案書の16ページを御覧ください。

本事案は、本年4月25日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要につきましては、本年4月10日、午後1時45分頃、吉田町川尻地内において職員が草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が飛び隣接する町道大幡川尻2号線を走行中の乗用車のフロントガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は12万2,420円、過失割合は町が100%、相手方が0%でございます。

損害賠償の額でございますが、12万2,420円でございます。

この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対策といたしましては、従前から実施している作業員に対しての研修、作業時の安全点検については引き続き実施するとともに、作業現場の交通の状況に細心の注意を図り、事故の発生が予見される場合については作業を一時中断するなどして事故防止に努めてまいります。

以上が、総務課からの報告事項1件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 3時20分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

---

◎議案第 31 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 3、第 31 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第 32 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 4、第 32 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これから質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第5、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。  
これから、第33号議案についての質疑を行います。  
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。  
初めに、歳入全体についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、歳出に入ります。  
7款商工費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全体にわたり特に質疑を許可いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
以上で第33号議案についての質疑を終わります。  
これから、第33号議案について討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第6、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。  
これから、第34号議案についての質疑を行います。  
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。  
初めに、歳入全体についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、歳出に入ります。  
2款総務費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、3款民生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全体にわたり特に質疑を許可します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
以上で第34議案についての質疑を終わります。  
これから、第34号議案について討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第36号議案 令和2年吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、第36号議案についての質疑を行います。  
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、歳出に入ります。  
3款民生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 商工業振興費で1,100万、これは商工会が主体となって動くプレミアム付商品券に対して3,000円を2,000円で売ると、その50%を補助するという事なんですけれども、それでいけば1,000万と事務費が100万になるわけですが、これは換金費に対してそれが少なければ出費も少なくなる、事務費も少なければ少なくなる、1,100万丸々お渡しするわけではないと思うんですが、その辺は約束はできているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今回の補助事業につきましては、商工業振興事業費補助金交付要綱にのっとり実施をしていきます。

補助の対象といたしまして、商品券発行事業のうち商品券発行事務に要する経費、あと割り増し金ということでございます。それに対して10分の10ということでありますので、商品券の発行事務に係った分だけ、例えば印刷費であるとかそういったものに補助金を交付するということとなります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今回の趣旨は、新型コロナで困っている小規模の町内のお店とかそういったものを救っていきこうということで、スーパーとかは除外するという事だと思っておりますけれども、商工会が主体になってやるということに対して、小規模のお店を助けるということでいけば、吉田町そのものもやっぱり協力してその購買力を上げていくというようなことがあれば、少しは町の方々も潤うと思うんですけれども、吉田町として何かそのプレミアムの推進するようなことは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今回、町の補助金として3,000万円の商品券の総額、発行します。そういった中で、2,000円は購入の方が支払って、1,000円が町の補助ということで1,000円のプレミアムをつけるということで進めております。そこが一つ、町の事業といいますか補助に関しての目玉ではないかということで考えます。

当然、町といたしましても協力できることは商工会に協力していくということで考えています。販売場所、今、検討している中で、学習ホールの駐車場とかということもあるものですから、そういったことも町として協力できるものをしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 心配しているのは、前回の消費税が上がったときのプレミアム付商品券が対象者の3割ぐらいしか購入していないということが心配なんです。やっぱり救っていかうとするわけですから、皆さんしっかり買って利用してくださいということを、商工会もやるんでしょけれども町としてもそれを促進するような案というのは必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回、このプレミアム付商品券の話があったときに、これ今回やるときは商工会と町といういろいろ打ち合わせをさせていただきました。そうした中で、商工会としましては、やはり小規模の店舗が非常に今経営が厳しくなっていると、まずそこをやってみたいということの中で、このプレミアム付商品券のお話をさせていただきました。その話が出てきました。

そこで、町としましても、先ほどの商品券の関係ありましたがけれども、前回とかは4,000円で5,000円だったと思います。もう少し買いやすい、求めやすいという中で、やはりお金を動かさなきゃいけないということの中で、今回、2,000円で3,000円の券ということで、お買い求めやすいということの中で今回させていただきます。

そうしたことでプレミアムの率を高めるということも、町としましてもそこを一緒にやって補助していきましようということで行っていきまして、今後、町としましても、この商品券は一緒になって皆さんのほうに広めていくというところの広報も合わせて行ってまいりますので、今回、商工会がやっているからそこに補助金ではなくて、一緒に今回コロナ対策ということの中で商工会と町と一緒に協調して行う事業だということ御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これも確認になってしまうかもしれないんですけども、例えば商工会が3割ぐらい負担してくれないかと、例えばもっとやれよと、5割負担するというような状況で5割になったんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

すみません、私ども予算のほうの関係やっていたものですから、そうした中で、うちとしましては極力インパクトがあるということの中でプレミアム感ということで、お互いからそうした意見が出たという、どちらが安いとかというのではなくて同じような共通した考え方の下に事業が実施されるものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で第 36 号議案についての質疑を終わります。

これから、第 36 号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決承認されました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和 2 年第 3 回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、午前、午後と本当に貴重な時間を割いて、午前中の皆さんに対する御報告から懇談と、午後は議案でございますけれども、本当にいろいろと御苦勞かけました。ありがとうございました。

皆さん御承知だと思いますけれども、基本的に令和 2 年というのはどういう年になるかわかりませんが、緊急事態宣言が出ようが出まいが全く関係ないです。ワクチンが発見されるまではずっとこの状態が続きます。はっきり言って、本当に我慢して我慢して日々を暮らさなきゃならないと、そういうことがこれから我々の前に立ちはだかります。

各国首脳はこのコロナについて様々なところで演説等をしております。

私の感じた中で一番優れた演説をしたのはドイツの首相メルケルだと思っています。メルケルは次のように言っております。一番重要なことは時間を稼ぐことであると。感染者が出たり、それから感染して死亡したりする人になるだけでないように、ワクチンが、また治療

薬が発見されるまではいかにして時間を稼ぐかと、これがいわば我々に課せられた使命であると、こんなふうに申されています。

本当につらい日々が続きますけれども、ぜひとも議員の皆様も我々もそうでございますけれども、この町が沈み込まないように、今回のプレミアム付商品券でございますけれども、いかにして下支えをするかと、一番大事なところでございますので、皆様も10万円が出ますのでぜひとも町の振興のために頑張ってくださいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも、議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申します。

---

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） これで、令和2年第3回吉田町議会臨時会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時38分